

## 公立鳥取環境大学内部質保証に関する規程

平成31年2月5日  
公立鳥取環境大学規程第6号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学内部質保証に関する基本方針に基づき、内部質保証の推進体制と手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において内部質保証とは、大学が自己点検・評価等を踏まえて教育の質的向上を図り、大学に求められる社会的期待並びに自己の定める目的及び目標からみて、大学の教育が一定水準にあることを自らの責任で説明若しくは証明する恒常的・継続的活動をいう。

### (内部質保証の責務)

第3条 公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）の内部質保証は、学長がその責任を負う。  
2 本学を構成する全ての組織及び教職員は、それぞれの業務について、内部質保証に努めなければならない。

### (自己点検・評価の実施)

第4条 本学並びに本学を構成する全ての組織及び教職員は、内部質保証を適切に行うために、それぞれの業務について、次に掲げる事項を含む自己点検・評価を実施しなければならない。

- (1) 業務の質向上に向けた目標設定
- (2) 前号の目標達成に向けた行動
- (3) 前2号についての点検・評価
- (4) 前号の結果を利用した改善方策の策定及び実施
- (5) 前各号に関する説明

- 2 本学の全学的な自己点検・評価は、公立鳥取環境大学自己点検・評価委員会規程に基づき、公立鳥取環境大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）が統括し、実施する。
- 3 本学並びに本学を構成する全ての組織及び教職員は、自己点検・評価委員会の定めた方法により、自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価委員会に報告しなければならない。
- 4 教職員は、それぞれの業務について、自己点検・評価委員会の指示によるほか、職務に内在する職責として自己点検・評価を実施しなければならない。
- 5 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施及びその結果に関して報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

(内部質保証推進組織)

第5条 本学の内部質保証を推進する組織は、公立鳥取環境大学組織規程第5条の2に規定する内部質保証推進会議（以下「推進会議」という。）をもってこれに充てる。

(推進会議の目的)

第6条 推進会議は、本学の内部質保証の推進を担い、本学を構成する全ての組織において目標設定、実行、自己点検・評価及び改善の循環が適切に機能しているかを検証するとともに、それらのプロセスが内部質保証の推進に、より効果的なものとなるための改善方策を審議し、指示又は助言を行うことを目的とする。

(推進会議の所掌業務)

第7条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学における自己点検・評価結果の適切性及び有効性の評価
- (2) 前号に関する改善すべき事項に関する審議
- (3) 前各号に関する情報の公開
- (4) その他本学の内部質保証に関する事項の審議

2 学長は、第4条第5項による自己点検・評価委員会からの報告書が提出された後、速やかに推進会議を招集し、前項第1号及び第2号の業務を命じなければならない。

3 推進会議は、前項の業務を行うため、自己点検・評価を実施した組織又は教職員からの追加報告、聴取等、必要な措置を取ることができる。

(議長等)

第8条 推進会議の議長は、学長をもって充てる。

2 副議長は、構成員の中から学長が指名する。

(議長等の職務)

第9条 議長は、推進会議を統括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 推進会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(定足数及び議決)

第11条 推進会議は、構成員の過半数以上の出席をもって成立する。

2 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学長の対応)

第12条 学長は、第7条第1項第2号による推進会議の審議結果に基づき、改善を要すると認める事項については、関係組織又は教職員に対して、次に掲げる事項を含めて適切な措置を取らなければならない。

- (1) 改善の勧告又は命令
- (2) 改善目標設定の勧告又は命令
- (3) 改善プログラム作成の勧告又は命令
- (4) その他改善に有効と思われる措置

(教育質保証推進ユニット)

第13条 学長は、大学における教育の質保証の重要性に鑑み、教育の質保証に係る専門的事項及び学長が必要と認める事項に関する調査、研究、並びに立案を行う組織として、教育質保証推進ユニット（以下「推進ユニット」という。）を置くことができるものとする。

2 推進ユニットの組織及び運営については、学長が別に定める。

(事務)

第14条 推進会議の事務は、総務課において処理する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。